

議案第120号

瀬戸内市手数料条例の一部を改正することについて

瀬戸内市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月19日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市手数料条例の一部を改正する条例

瀬戸内市手数料条例（平成16年瀬戸内市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中7の項から28の項までを2項ずつ繰り下げ、「

1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍手数料	1通につき 450円(民間端末機(瀬戸内市印鑑登録及び証明に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第14号)第13条第3項に規定する民間端末機をいう。以下同じ。)による交付の場合にあっては、1通につき350円)
2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍手数料	証明事項1件につき 350円
3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5	戸籍手数料	1通につき 750円

<p>項までの規定若しくは同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>		
<p>4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>戸籍手数料</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>5 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に</p>	<p>戸籍手数料</p>	<p>1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p>

よる届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付		
6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	戸籍手数料	書類1件につき 350円

」を「

1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定による戸籍証明書の交付	戸籍手数料	1通につき 450円(民間端末機(瀬戸内市印鑑登録及び証明に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第14号)第13条第3項に規定する民間端末機をいう。以下同じ。)による交付の場合にあつては、1通につき350円)
2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍手数料	証明事項1件につき 350円
3 戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供	戸籍手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

<p>用識別符号の発行 （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
---	--	--

<p>4 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同 法第 10 条第 1 項若し くは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの 規定若しくは同法第 1 26 条の規定による除 かれた戸籍の謄本若 しくは抄本の交付又 は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条 の規定による除籍証 明書の交付</p>	<p>戸籍手数料</p>	<p>1 通につき 750 円</p>
<p>5 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同 法第 10 条第 1 項若し くは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの 規定又は同法第 126 条の規定による除か れた戸籍に記載した 事項に関する証明書 の交付</p>	<p>戸籍手数料</p>	<p>証明事項 1 件につき 4 50 円</p>
<p>6 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定による 除籍電子証明書提供 用識別符号の発行 （情報通信技術を活 用した行政の推進等 に関する法律第 7 条 第 1 項の規定により 同法第 6 条第 1 項に 規定する電子情報処 理組織を使用する方 法により除籍電子証</p>	<p>戸籍手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用 識別符号 1 件につき 7 00 円</p>

<p>明書提供用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。) における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
<p>7 戸籍法第 48 条第 1 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 12 6 条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事</p>	<p>戸籍手数料</p>	<p>1 通につき 350 円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1 通につき 1,400 円)</p>

<p>項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付</p>		
<p>8 戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>戸籍手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき 350 円</p>

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

瀬戸内市手数料条例(平成16年瀬戸内市条例第55号)新旧対照表

現行			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
事務の種別	名称	手数料の金額	事務の種別	名称	手数料の金額
1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍手数料	1通につき 450円(民間端末機(瀬戸内市印鑑登録及び証明に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第14号)第13条第3項に規定する民間端末機をいう。以下同じ。)による交付の場合にあっては、1通につき350円)	1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定による戸籍証明書の交付	戸籍手数料	1通につき 450円(民間端末機(瀬戸内市印鑑登録及び証明に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第14号)第13条第3項に規定する民間端末機をいう。以下同じ。)による交付の場合にあっては、1通につき350円)
2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍手数料	証明事項1件につき 350円	2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍手数料	証明事項1件につき 350円
(新設)	戸籍手数料		3 戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進)	戸籍手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

			等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しく	戸籍手数料	1通につき 750円	4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しく	戸籍手数料	1通につき 750円

<p>は同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>			<p>は同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定による除籍証明書の交付</p>		
<p>4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>戸籍手数料</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>	<p>5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>戸籍手数料</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>(新設)</p>			<p>6 戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る</p>	<p>戸籍手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>

				除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
5 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	戸籍手数料	1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)	7 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定による	戸籍手数料	1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)

			<u>届書等情報の内容の証明書の交付</u>		
6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による <u>届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</u>	戸籍手数料	書類1件につき 350円	8 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による <u>届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u>	戸籍手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円
7 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項及び第35条第4項(これらの規定を同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定による臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両につき 750円	9 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項及び第35条第4項(これらの規定を同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定による臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両につき 750円
8 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イ若しくは第68条の6第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請	優良宅地造成認定申請手数料	86,000円	10 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イ若しくは第68条の6第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請	優良宅地造成認定申請手数料	86,000円

に対する審査			請に対する審査		
9 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計 ア 100平方メートル以下のとき 6,200円 イ 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 8,600円 ウ 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 13,000円 エ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき 35,000円 オ 10,000平方メートルを超えるとき 43,000円	11 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計 ア 100平方メートル以下のとき 6,200円 イ 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 8,600円 ウ 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 13,000円 エ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき 35,000円 オ 10,000平方メートルを超えるとき 43,000円
10 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得した家屋がこれらの規定に対する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1,300円	12 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得した家屋がこれらの規定に対する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1,300円

11	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定による犬の登録	犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	13	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定による犬の登録	犬の登録手数料	1頭につき 3,000円
12	狂犬病予防法第5条第2項の規定による狂犬病予防注射済票の交付	狂犬病予防注射済票 交付手数料	1頭につき 550円	14	狂犬病予防法第5条第2項の規定による狂犬病予防注射済票の交付	狂犬病予防注射済票 交付手数料	1頭につき 550円
13	狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定による犬の鑑札の再交付	犬の鑑札再交付手数料	1頭につき 1,600円	15	狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定による犬の鑑札の再交付	犬の鑑札再交付手数料	1頭につき 1,600円
14	狂犬病予防法施行令第3条の規定による狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票 再交付手数料	1頭につき 340円	16	狂犬病予防法施行令第3条の規定による狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票 再交付手数料	1頭につき 340円
15	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定による鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	鳥獣飼養登録票の交付 手数料又は更新手数料 若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円	17	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定による鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	鳥獣飼養登録票の交付 手数料又は更新手数料 若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円
16	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民票の写しの交付(広域交付を含む。)	交付手数料	1通につき 400円(民間端末機による交付の場合 にあっては、1通につき300円)	18	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民票の写しの交付(広域交付を含む。)	交付手数料	1通につき 400円(民間端末機による交付の場合 にあっては、1通につき300円)
17	戸籍の附票の写しの交付	交付手数料	1通につき 400円(民間端末機による交付の場合 にあっては、1通につき300円)	19	戸籍の附票の写しの交付	交付手数料	1通につき 400円(民間端末機による交付の場合 にあっては、1通につき300円)

		00円)			00円)
18 住民基本台帳法の規定による住民票に記載した事項に関する証明	証明手数料	1件につき 400円	20 住民基本台帳法の規定による住民票に記載した事項に関する証明	証明手数料	1件につき 400円
19 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	閲覧手数料	1件につき 400円	21 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	閲覧手数料	1件につき 400円
20 印鑑登録証の交付又は再交付	交付手数料	1枚につき 400円	22 印鑑登録証の交付又は再交付	交付手数料	1枚につき 400円
21 印鑑に関する証明	証明手数料	1通につき 400円(民間端末機による交付の場合にあっては、1通につき300円)	23 印鑑に関する証明	証明手数料	1通につき 400円(民間端末機による交付の場合にあっては、1通につき300円)
22 身分に関する証明	証明手数料	1件につき 400円	24 身分に関する証明	証明手数料	1件につき 400円
23 所得、土地、家屋及び償却資産に関する証明	証明手数料	1枚につき 400円	25 所得、土地、家屋及び償却資産に関する証明	証明手数料	1枚につき 400円
24 税その他公課に関する証明	証明手数料	1枚につき 400円(民間端末機による交付の場合にあっては、1枚につき300円)	26 税その他公課に関する証明	証明手数料	1枚につき 400円(民間端末機による交付の場合にあっては、1枚につき300円)
25 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項、第66条第1項及び第78条第1項の規定による書面の交付	交付手数料	片面1枚につき ア 白黒の場合 10円 イ カラーの場合 50円	27 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項、第66条第1項及び第78条第1項の規定による書面の交付	交付手数料	片面1枚につき ア 白黒の場合 10円 イ カラーの場合 50円
26 公簿、公文書の写しの交付	交付手数料	1件につき 400円	28 公簿、公文書の写しの交付	交付手数料	1件につき 400円

27	公簿、公文書に基づく証明	証明手数料	1件につき 400円	29	公簿、公文書に基づく証明	証明手数料	1件につき 400円
28	公簿、公文書の閲覧	閲覧手数料	1件につき 400円	30	公簿、公文書の閲覧	閲覧手数料	1件につき 400円